

## 令和2年5月 坂井市農業委員会 定例総会議事録

1. 開催日時 令和2年5月25日(月) 午後1時45分

2. 開催場所 坂井市教育委員会 2階 大会議室

3. 出席委員 13名(番号は議席番号)

1番 本田 雄揮	2番 高山 重則	3番 加藤 昭治
4番 (欠員)	5番 (欠席)	6番 (欠席)
7番 (欠席)	8番 三寺 總左エ門	9番 南出 直美
10番 大川 勝利	11番 (欠席)	12番 岡田 幸夫
13番 (欠席)	14番 藤田 一元	15番 田中 正信
16番 中垣内 勇夫	17番 西端 和雄	18番 伊藤 勉
19番 森 勝義		

4. 欠席委員 5名

5番 清兼 義靖	6番 飛田 俊朗	7番 濱中 憲雄
11番 西端 勲	13番 伊藤 宏実	

5. 出席者

(農業委員会事務局)

局長 池本 成輝	次長 西出 政男	書記 小林 一裕
書記 上野 貴史	書記 伊藤 正則	

6. 提出議案

議案第5号	農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について
議案第6号	農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について
議案第7号	農用地利用集積計画の決定について
報告第3号	農地法第4条の届出の報告について

7. 議事録署名人

10番 大川 勝利	14番 藤田 一元
-----------	-----------

事務局長	<p>令和 2 年 5 月坂井市農業委員会総会を開会させていただきます。今回の総会開催につきましても、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催時間の短縮、出席委員を縮小する形で開催させていただきました。</p> <p>只今の出席委員数は 13 名でございます。よって、本会議は委員の過半数にご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。また、総会の議事録作成の都合上、委員の皆様がご発言される場合は委員番号と氏名をおっしゃってからご発言をお願いいたします。それでは、森会長がご挨拶申し上げます。</p>
森会長	<会長挨拶>
事務局長	<p>それでは、会議の議長でございますが、坂井市農業委員会会議規則第 5 条によりまして、会長が議長を務めることとなっておりますので、森会長をお願いいたします。</p>
議 長	<p>はじめに議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に 10 番大川委員、14 番 藤田委員を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第 5 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>&lt;説 明&gt; では、議案第 5 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の意見審議について」をご説明させていただきます。</p> <p>整理番号 8 番、申請地は丸岡町舟寄、田、4,587 m<sup>2</sup>ほか 1 筆の計 5,160 m<sup>2</sup>です。譲渡人は丸岡町舟寄 ○○さんから譲受人丸岡町舟寄 ○○さんに売買により所有権移転するものです。許可後の経営面積は 134 アールです。</p> <p>整理番号 9 番、申請地は丸岡町楽間、田、1,006 m<sup>2</sup>です。譲渡人は丸岡町楽間 ○○さんから譲受人丸岡町楽間 ○○さんに売買により所有権移転するものです。許可後の経営面積は 78 アールです。</p> <p>以上 2 件につきまして、ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>この議案につきまして、ご意見を伺います。</p> <p>ご意見、ございませんか。</p>
田中委員	○○さん、○○さんそれぞれ年齢はいくつですか。
事務局	○○さんが 89 歳で、○○さんが 76 歳です。
田中委員	息子さんなどに経営移譲はできないのですかね。
事務局	代理の方の話では、おられないみたいで、○○さんは病院通いで農業が出来ない状況だそうです。
田中委員	どうもすみません。
議 長	ほかにご意見、ございませんか。
委 員	<各委員> 異議なしの声
議 長	<p>無ければ、お諮りいたします。</p> <p>議案第 5 号は、許可することに決定してよろしいでしょうか。</p>
委 員	<各委員> 異議なしの声

議 長

異議がないと認めます。

議案第 5 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の意見審議について」は許可することに決定いたしました。

次に、議案第 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

<説 明> それでは、議案第 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見審議について」ご説明させていただきます。5 月は、9 件ございます。

まず、整理番号 9 番、所有権移転の案件です。譲受人は三国町運動公園 2 丁目 ○○さんです。譲渡人は三国町覚善 ○○さんです。申請地は三国町中央二丁目、畑、面積 635 ㎡を住宅建築のため転用するものです。こちらの方は、おばあさんからお孫さんに所有権を移転する案件です。

続いて、整理番号 10 番、使用貸借権設定の案件です。借人は坂井町長畑 長畑区長さん。貸人は坂井町長畑 ○○さんです。場所は坂井町長畑、地目畑、198 ㎡です。こちらの方は区民館を新しく建設する計画です。

続いて、整理番号 11 番、賃借権設定の案件です。借人は福井市中藤新保 九頭龍砂利工業(株)、貸人は丸岡町舟寄 ○○さんほか 3 名です。場所は丸岡町上安田、7 筆の合計面積 12,000 ㎡を砂利採取のため一年間の一時転用をするものです。

整理番号 12 番、賃借権設定でございます。借人は丸岡町舟寄 (株)ピーエス三菱 東京土木支店 北陸新幹線、第 2 田島川橋りょう (PC けた) 作業所、貸人は福井市飯塚町 ○○さんです。場所は坂井町田島、田、面積 932 ㎡を北陸新幹線工事資材置き場用地として一時転用するものです。

整理番号 13 番、賃借権設定の案件でございます。借人は丸岡町四ツ柳 (株)アグリフーズ福井、貸人は丸岡町四ツ柳 農事組合法人大川あぐり です。場所は丸岡町四ツ柳、田、1,984 ㎡に対し木造倉庫の建築を行うものです。

整理番号 14 番、所有権移転の案件です。譲受人は丸岡町四ツ屋 (有)料です。譲渡人は春江町寄安 ○○さんです。申請地は春江町寄安、田、2,117 ㎡を資材置場として使用のため転用するものです。

整理番号 15 番、所有権移転の案件です。譲受人は福井市八重巻中町 ○○さんです。譲渡人は丸岡町南横地 ○○さんです。申請地は丸岡町南横地、登記地目田、66 ㎡を貸駐車場として転用するものです。

整理番号 16 番、所有権移転の案件です。譲受人は鯖江市神明町 3 丁目 ○○さんです。譲渡人は春江町中筋 ○○さんほか 1 名です。場所は春江町中筋の 2 筆、合計面積 315 ㎡を住宅建築のため転用するものです。

最後、整理番号 17 番、所有権移転の案件でございます。譲受人は春江町正蓮花 (株)西川土木、譲渡人は春江町江留上本町 ○○さんほか 2 名です。場所は丸岡町江留上の 5 筆、合計面積 1,159 ㎡を資材置場として転用するものです。

以上 9 件につきまして、ご審議の程をお願いいたします。

議 長

この案件につきまして、現地確認の報告をお願いしますが、整理番号 13 番につきましては大川委員関連の申請案件ですので、最初に整理番号 13 番を除いての審議といたします。

整理番号 9 番と 16 番を 1 番 本田委員、お願いします。

本田委員

1 番、本田です。整理番号 9 番は住宅建築の案件で、雨水の処理は前面道路の門型側溝で処理され、申請地の周りには農地はなく宅地化されていることから何ら問題はないと思います。

続きまして、整理番号 16 番も住宅建設で、雨水は前面道路に新たに門型側溝を布設して処理する計画です。また、申請地に隣接する農地もないことから問題はないと思います。

議長

次に、整理番号 10 番、11 番、12 番を 14 番 藤田委員、お願いします。

藤田委員

14 番、藤田です。整理番号 10 番の区民館建設の案件ですが、場所は坂井市役所から北東方向へ 100m 程行ったところにあります神社敷地の南隣にありまして、申請地の東側と南側は赤道に接した農地で、(草が繁茂していた状況を説明) 何ら問題はないと判断しました。

次に、整理番号 11 番につきましては、丸岡南中学校から南へ 100m 程行ったところの農地で、東側は市道に接し、当道路は通学路になっています。南側は農業排水路、西側は水田、北側は農道です。砂利の搬出は 8 時から 17 時に行う計画で、通学路の件に関しては丸岡南中学校と協議し通学路の変更を行ったそうです。また、自転車や農耕車両等の往来については、事故の無いよう運転手に安全を徹底するとのことでした。(表土置き場：4,000 m<sup>2</sup>、砂利採取場所：8,000 m<sup>2</sup>の説明を行う。) また、汚水は工場に運搬・処理し、当農業排水路へは流さないとのことでした。申請地の周囲には盛土を行い、トラロープを 2 段に張り進入禁止の安全対策を図るとのことでした。よって、問題はないと考えますので、よろしくご審議の程お願いします。

整理番号 12 番につきましては、坂井高校から東へ 500m 程行った県道の交差点の南東角の農地です。新幹線の橋桁設置を行うためのクレーン車を置くための用地として 9 ヶ月間借りるとのことでした。周囲は県道・農道等に囲まれた農地ですので問題はないと思いました。立ち合いの人に伝えたこととしては、撤去時の土木シートから砂利が農地へ漏れないようお願いしてきました。本件につきましても問題はないと思いますので、ご審議の程お願いいたします。

議長

次に、整理番号 14 番、17 番を 2 番 高山委員、お願いします。

高山委員

2 番、高山です。整理番号 14 番の案件に関しては、両脇が水田です。中央に資材置き場を整備する計画です。申請地の南側に門型側溝を、東・西及び北側に L 型擁壁を設けます。(本日の L 型擁壁の構造図には松杭が追記されているが、必要性に疑問を感じると述べる。) また、東西の擁壁に沿ってフェンス H-800 と U 字溝を設ける計画です。場所は坂井市と福井市の境界にあたり、福井市の道路を主に使用し、周囲も L 型擁壁・フェンス等で整備することから許可してよいのではないかと思います。

次に、整理番号 17 番、現地はだいぶ前から耕作放棄地であったことが雑草の繁茂で感じられました。資材置き場として使用する土建屋さんは、申請地の東側に土場を持っておられます。申請地の境界にはブロックを布設し、東側用水路敷地との境界には L 型擁壁を設けて使用する計画とのことでしたので、問題はないかと思います。

議長

次に、整理番号 15 番を 17 番 西端委員、お願いします。

西端和雄委員

17 番 西端です。整理番号 15 番は、丸岡町南横地地係で旧国道 8 号沿いの小さい敷地として、東側が旧国道、南側が市道です。西側には排水路があります。自動車を展示するための貸し駐車場を整備する計画です。

また、北側隣接の畑の所有者との話し合いで、境界の明記については、現状のままにしておいてほしいとのことだそうです。特に問題はないと思います。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

続きまして、地元委員のご意見を伺います。整理番号9番を3番 加藤委員お願いします。

加藤委員

3番 加藤です。現地は三国支所の北側300mのところにあります。4月の5条案件で同じような案件がございました。詳細につきましては、先程の事務局並びに現地確認された委員の説明の通りでありますので、ご審議の程お願いいたします。

議 長

次に、整理番号10番、12番を9番 南出委員お願いします。

南出委員

9番 南出でございます。整理番号10番につきましては、現地調査員の報告のとおりでございます。長畑区の区民館を建設する予定でございます。老朽化によりまして現区民館を解体いたしまして、新区民館を建設するとのこと。地元の要望でもありまして、周辺への影響もないと思われまことからやむを得ない案件かと思われまこと。どうぞご審議の程お願いいたします。

次に、整理番号12番につきましては、現地調査員の報告のとおりでございます。新幹線上部工の工事用地として、9ヶ月間の一時転用となります。何ら問題はございません。よろしくお願いいたします。

議 長

次に、整理番号11番を16番 中垣内委員お願いします。

中垣内委員

16番 中垣内でございます。整理番号11番の砂利採取の件につきましては、先程の現地調査員及び事務局の説明のとおりでございますので、よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

次に、整理番号11番と15番を私の方から意見を述べさせていただきます。

森会長

整理番号11番につきましては、陸砂利採取の件で、ここの土地は南中学校の通学路である条件が入ってきますので、業者へは、その旨をしっかりと説明し、注意するようにと話をさせていただきました。それで業者の方は朝の通学を考慮した作業時間の変更、また下校時の方も検討し、十分事故の無いようにいたしますとの返答でございます。

次に、整理番号15番につきましては、現地確認された委員のおっしゃったとおりで、3台分の駐車場整備については、何も問題はないと思われまこと。よろしくお願いいたします。

議 長

次に、整理番号14番、16番、17番を15番 田中委員お願いします。

田中委員

15番 田中です。整理番号14番に関しましては、隣接する農地との境界にL型擁壁を設置し、雨水はU字側溝で処理することから隣接農地に迷惑をかけず、何ら問題はないと思います。

整理番号16番に関しましては、周辺に農地がないことから何ら問題はないと思います。

整理番号17番に関しましては、福井市との境に位置し、これまで耕作放棄地であることから資材置き場として、やむを得ないと考えます。

議 長

それでは、この案件につきまして、皆様のご意見を伺います。  
ご意見ございませんか。

三寺委員

8番 三寺です。整理番号10番の賃借権設定ですが、公民館建設において個人所有の土地でもよろしいのですか。

事務局	長畑区は地縁団体の認可申請を行い、許可を得ていますので個人との賃貸借契約を交わすことができます。
三寺委員	そうですか。賃借権設定の契約期間は何年ですか。
事務局	20年です。
三寺委員	整理番号17番に関してですが、申請地の西側に境界ブロックを設置しますが、隣は宅地ですか。また、雨水はどのように処理されますか。
事務局	申請地の西隣は宅地です。また、雨水は南側の既設門型側溝に流し処理する計画です。
議 長	他に、ご意見はありませんか。 それでは、お諮りします。 議案第6号は整理番号13番を除き、許可相当と認め、意見決定してよろしいでしょうか。
委 員	<各委員> 異議なしの声
議 長	異議がないと認めます。 議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について」は、整理番号13番を除き、許可相当と認め、意見決定いたしました。 次に、整理番号13番の審議に移ります。本議案は大川委員関連の申請でありますので、大川委員は退席をお願いします。 (大川委員：退席)
議 長	それでは、17番 西端委員の現地確認の報告をお願いします。
西端和雄委員	17番 西端です。申請地は北陸自動車道下の側道と県道交差点の角地にあり、(株)アグリフーズ福井が米の集出荷施設として倉庫を建築し、米の貯蔵・精米等を行うにあたって賃借権を設定するものです。周りは、北と東側に用水路、南側に排水路がありますが、いずれにもL型擁壁と土間コンクリートを施工します。また、西側にもL型擁壁を設置します。隣接する水田の耕作者は 農事組合法人大川あぐり です。県道との乗り入れ箇所2ヶ所の門型側溝の設置にも、既に三国土木事務所と協議済みとのことです。また、当施設を設けることに地元の理解が得られていることを地元推進委員さんからお聞きしました。当案件に関しては、施工方法その他、特に問題はないと思われれます。よろしくご審議の程、お願いいたします。
議 長	続いて、地元委員のご意見を伺います。大川委員に替わって、私の方から報告いたします。
森会長	今ほど、現地確認された委員からの詳細な説明のとおりでございます。どうぞよろしくお願いいたします。
議 長	それでは、この件につきまして、ご意見を伺います。
三寺委員	建物の構造は、鉄骨・木造どちらですか。
事務局	木造です。
議 長	他に、ご意見ございませんか。 それでは、お諮りします。 議案第6号の整理番号13番は許可相当と認め、意見決定してよろしいでしょうか。
委 員	<各委員> 異議なしの声

議 長 異議がないと認めます。  
議案第 6 号、整理番号 13 番の「農地法第 5 条の規定による許可申請の  
意見審議について」は、許可相当と認め、意見決定いたしました。  
ここで、大川委員の入室を認めます。  
(大川委員：入室)

議 長 次に、議案第 7 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とい  
たします。事務局の説明を求めます。

事務局 <説 明> では、議案第 7 号「農用地利用集積計画の決定について」  
をご説明させていただきます。  
公告予定日は令和 2 年 5 月 25 日、利用権設定を受ける者、いわゆる借  
り手側は 3 名、また利用権設定をする者、いわゆる貸し手側は 3 名とな  
っております。次に、その利用権設定面積は (1) 賃貸借の部、田、新規  
3 筆、6,679 m<sup>2</sup>、畑、新規 1 筆、2,112 m<sup>2</sup>、田畑合わせまして 4 筆、8,791  
m<sup>2</sup>です。説明については、以上です。

議 長 本議案に対するご意見を伺います。ご意見ございませんか。

田中委員 賃借権の表内、2 年以下の新規が 2 筆なのに、別表の設定状況の期間が  
0 ではおかしいではありませんか。

事務局 契約期間が 1 年未満でしたので、0 の標記となってしまいます。ご了解  
ください。

議 長 それでは、お諮りします。  
議案第 7 号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

委 員 <各委員> 異議なしの声

議 長 ご異議がないと認めます。  
議案第 7 号「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり  
承認いたしました。

議 長 次に、報告第 3 号「農地法第 4 条の届出の報告について」を議題とい  
たします。事務局の報告をお願いします。

事務局 <説 明> 報告第 3 号「農地法第 4 条の届出の報告について」、5 月  
は 1 件です。  
整理番号 18 番、場所は丸岡町田屋、2 筆の合計面積 111 m<sup>2</sup>です。届出  
者は丸岡町田屋 ○○さんです。こちらの方は農機具格納庫を建築するた  
めに届出があったものです。200 m<sup>2</sup>以下の許可不要案件でありまして届出  
の報告とさせていただきます。

議 長 以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。  
(午後 2 時 3 8 分 議事終了)